

皆様のご意見を募集します！ 募集期間：平成 31 年 2 月 8 日（金）～平成 31 年 3 月 11 日（月）

横浜市土地利用総合調整会議要綱の一部改正について

(1) 趣旨

横浜市では、都市づくりの総合的かつ効率的な推進を図るため、民間の開発構想に関して「横浜市土地利用総合調整会議要綱」に基づく会議を行い、事業者に対し、横浜市の土地利用に関する基本方針や地域課題への配慮等について助言・調整を行っています。

地域課題の一つに、共同住宅の建築によって局所的かつ、一度に多くの世帯が流入することによって小・中学校の教室や保育施設が不足することがあり、この課題への調整機能強化のため、次のとおり要綱を改正します。

(2) 改正の概要

<協議対象の見直し>

近年の共同住宅の供給状況を検証し、200 戸未満の共同住宅の供給も児童等の急増に影響している区があることがわかりました。そのため、開発動向や人口推計等により、今後も児童等の増加傾向等が見込まれる区を対象に協議対象戸数の引き下げを行います。

対象区：鶴見区、神奈川区、西区、港北区、戸塚区 協議戸数：200 戸以上→100 戸以上

■ 協議対象となる行為

分類	用途・行為分類	規模分類
市街化区域	工業系用途地域内	共同住宅 区域面積 0.5 ヘクタール以上又は 計画戸数 100 戸以上：鶴見区、神奈川区、西区、 港北区、戸塚区 200 戸以上：その他の区
		工業系施設※ ¹ 区域面積 3 ヘクタール以上
		その他の土地利用計画 区域面積 0.5 ヘクタール以上
	上記以外	共同住宅 計画戸数 100 戸以上：鶴見区、神奈川区、西区、 港北区、戸塚区 200 戸以上：その他の区
共同住宅以外 区域面積 3 ヘクタール以上		
市街化 調整区域	土地利用転換を行うもの 区域面積 0.3 ヘクタール以上	
	都市廃棄物処理施設又は処分地等の立地 全て	
上記に関わ らず全域	その他、土地利用転換で総合調整が必要なもの	

※1 工業系施設とは、工場、研究所、事務所のことを指します。